|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 整理番号 | |  |
| 鉱泉浴場経営申告書  年　　月　　日  村山市長　あて  （申告者）  住　所  個人番号  又は法人番号  氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）      村山市市税条例第116条の規定により、次のとおり申告します。 | | | | |
| 鉱泉浴場 | 所在地 | 村山市 | | |
| 名　称 |  | | |
| 電話番号 | －　　　　－ | | |
| 経営開始年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | |
| 施設の概要  （浴槽数、収容人員、料金等） | |  | | |
| ☐ | ※施設利用案内等の資料を添付 | |
| 公衆浴場法による経営許可日 | | 年　　　　月　　　　日 | | |
| 温泉法による温泉利用許可日 | | 年　　　　月　　　　日 | | |

備考　鉱泉浴場の名称は、屋号等を記載してください。異動があったときは、この様式に準じて申告してください。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第116条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

(2)　鉱泉浴場施設の所在地

(3)　経営開始の年月日

(4)　前各号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

一部改正　平成27年条例20号・28号